



令和2年(2020年)  
5月20日発行

広報

# たちか



[主な内容] ▶2・3面 各種支援制度を紹介します ▶4面 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響で融資等を受ける場合に必要な住民票の写し等の証明書を、窓口・郵送で交付するものに限り、申し出により無料で交付しています。市民課窓口係・内線1374

## 特別定額給付金 10万円給付

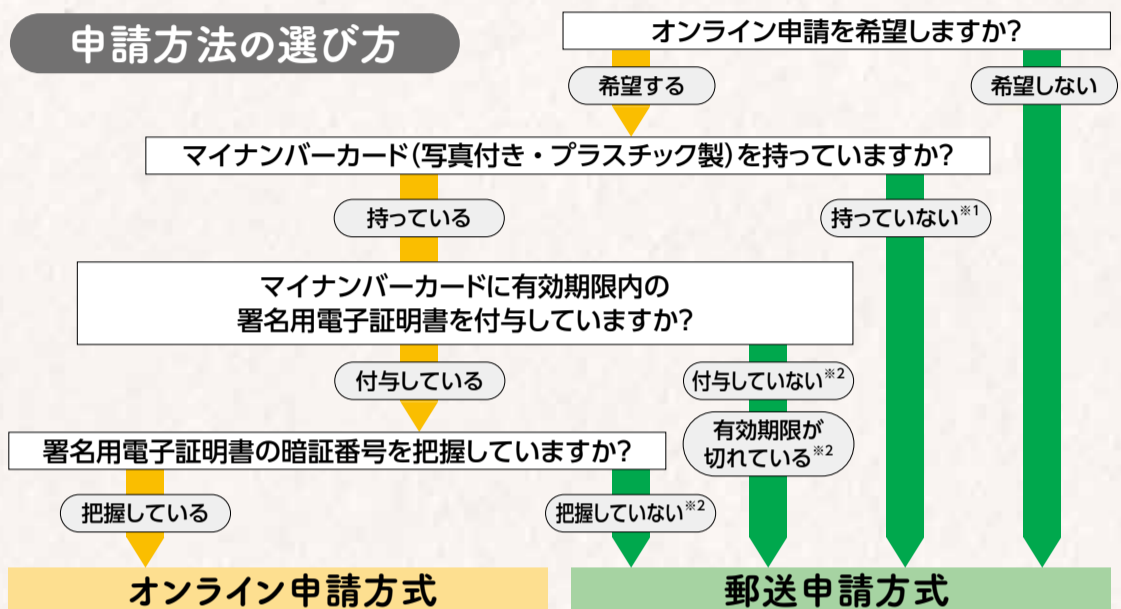
4月20日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、家計への支援を目的とした特別定額給付金が給付されることとなりました。感染拡大防止の観点から、申請は、オンライン申請方式、郵送申請方式のいずれかで受け付けし、金融機関口座への振り込みにより給付します。

- 給付対象者 令和2年4月27日に住民基本台帳に登録されている方
- 受給権者 給付対象者の属する世帯の世帯主
- 給付額 給付対象者1人につき10万円
- 注意事項
  - ・申請に不備などがあると給付が遅れることがあります。
  - ・世帯主名義の口座以外には振り込みできません。
  - ・オンライン申請方式で申請した方にも申請書が送付されることがありますが、申請・給付は1回限りです。

オンライン申請方式 申請を受け付けています

郵送申請方式 5月28日(木)に申請書を発送

### 申請方法の選び方



※1 マイナンバーカードの作成には申請からできあがりまで1か月程度かかるため、郵送による申請をおすすめします。  
 ※2 マイナンバーカードに関するお手続きは、市民課(市役所1階14番窓口)または窓口サービスセンター(立川タクロス1階)で受け付けていますが、感染拡大防止の観点から、郵送申請方式による申請をお願いします。

### オンライン申請方式

- 申請開始 5月12日から受け付けを開始しています
- 給付時期 5月下旬から順次給付予定
- 必要なもの
  - ▶世帯主のマイナンバーカード(署名用電子証明書が有効期限内のもの)
  - ▶マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォン(またはパソコンとマイナンバーカード読み取りに対応したICカードリーダー)
  - ▶「マイナポータルAP」のインストール
  - ▶マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号(英数字6~16桁)
  - ▶振込先口座の確認書類(スマートフォン等で撮影した画像など)
- 申請方法 マイナポータルの「ぴったりサービス」にアクセスし、画面の指示に従って申請してください。くわしくは総務省のホームページをご覧ください(右2次元コードからアクセス可)。



### 郵送申請方式

- 申請開始 5月28日(木)に申請書を発送
- 給付時期 6月上旬から順次給付予定
- 必要なもの
  - ▶本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写しなど)
  - ▶振込先口座の確認書類(金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード等の写しなど)
- 申請方法 市から世帯主宛てに郵送された申請書に、世帯主名義の振込先口座情報を記入し、本人確認書類と振込先口座の確認書類を貼り付けて、市に返送してください(切手不要)。

### 配偶者等からの暴力により避難されている方へ

配偶者やその他の親族等からの暴力を理由に避難している方で、令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない場合は、所定の手続きをしていただくことで、世帯主でなくても、同伴者の分も含めて給付金を受け取ることができる場合があります。くわしくはお問い合わせください。

☎立川市特別定額給付金コールセンター ☎(595) 6155

### 特別定額給付金を装った詐欺にご注意ください

特別定額給付金に関して、市や国の省庁などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、銀行口座の暗証番号を問い合わせたり、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら、一人で悩まずに、ご相談ください。

- 給付金関連消費者ホットライン ☎0120(213)188
- 立川警察署 ☎(527)0110
- 市消費生活センター ☎(528)6810

### お問い合わせ

#### 特別定額給付金に関すること

- ☎特別定額給付金コールセンター ☎0120(260)020〔土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時~午後6時30分〕
- ☎立川市特別定額給付金コールセンター ☎(595)6155〔5月20日(木)開設。土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時~午後5時〕

#### マイナンバーやマイナポータルに関すること

- ☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178
  - 5月31日(月)まで ▶土曜・日曜日、祝日を含む、午前9時30分~午後8時
  - 6月1日(月)から ▶月曜~金曜日=午前9時30分~午後8時 ▶土曜・日曜日、祝日=午前9時30分~午後5時30分

子育て世帯への臨時特別給付金など、そのほかの支援制度は2・3面へ